

3/1x

多くの国籍企業の税逃れを防ぐことを狙つた経済協力開発機構（OECD）の国際課税の新ルールが、日本企業にも適用される。今年4月以降始まる会計年度分から、海外の子会社の正確な収益や納税額を把握し文書化して税務当局に提出することが求められる。対応を急ぐ企業の動きを追つた。

OECDの新ルールでは、企業は3つの文書の提出が求められる。①グループ全体の構造に関する「マスター・ファイル」②海外子会社の取引などに関する「ローカル・ファイル」③国別の収益や納税額などをまとめた「国別報告書」だ。日本でも昨年12月に閣議決定した2016年度の税制改正大綱に対応が盛り込まれた。

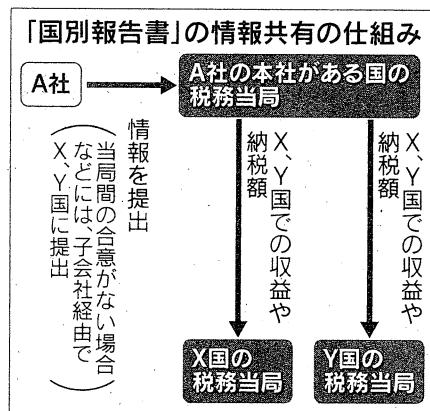
三井物産は15年3月期分から国別報告書の試案を作

国際課税新ルール、日本企業でも適用

成している。大伏昭・經理部税務統括室次長は「連結決算をまとめる従来の作業では把握していない、各国内の実際の納税額や課税所得などを追加で集める準備をしている」と説明する。

日本企業は外国の連結子会社の納税額については理論的な課税所得に実効税率をかけて認識し、現地の課税所得の計算ルールまで詳細に把握していないことが多い。ある。「会計上は、重要性のないものには簡便な取り扱いが認められている」(多国籍企業の税務に詳しい小林真一税理士)ためだ。

ブリヂストンは文書作成に必要な項目を海外子会社などと共有している。税務



本国との二重課税リスクも

ある。「会計上は、重要性のないものには簡便な取り扱いが認められている(多国籍企業の税務に詳しい小林真一税理士)ためだ。ブリヂストンは文書作成に必要な項目を海外子会社などと共有している。税務

情報を上乗せして集められるよう、17年12月期決算までに既存の連結決算用のシステムを改良する方針だ。日立製作所も既存の連結決算システムを活用して作

新ルールが円滑に機能すれば各国の税務当局は直接・間接的に文書の内容を把握できるようになる。多国籍企業のお金の流れがガラス張りになり調査の端緒を

が激しく、販売価格を他国に比べて下げる必要がある」などの合理的な説明ができるように「想定問答集の作成を進めている。ライセンス料の徴収

だ低い」（移転価格税率の専門の大河原健税理士）
め、備えが重要だ。最初
文書提出期限の18年3月
に向け気を抜けない日々
続く。（三宅一成）

二重課税リスクも 社内カンパニーの本部が個別に情報収集し、本社に報告する体制を敷く。	Y国 の 税務當局	X国 の 税務當局	Y國の 税務當局
△ が な 経 由 で （ 合 ）	△ が な 経 由 で （ 合 ）	△ が な 経 由 で （ 合 ）	△ が な 経 由 で （ 合 ）

二からやすくなる。
当局からの指摘にも目配
りするのがアステラス製薬
だ。同社は13年3月期決算
状態となる。中国や東南ア
ジアなど海外での販売を主
とする日本側で既に納税して
いる海外子会社との取引で
追徴課税されれば二重課税

O E C D は租税条約に基づく相互協議で解決すればよいとの立場だ。だが「相互協議は努力義務。不調なら二重課税は解消されない。国内の税務当局に異議を申し立てることも可能だが、企業側が勝つ確率はまだ低い」(移転価格税制が専門の大河原健税理士)ため、備えが重要だ。最初の文書提出期限の18年3月末に向け気を抜けない日々が続く。(三宅一成)